

十 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定居宅支援等基準第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

第21条の17 指定居宅支援事業者は、次の各号に掲げる指定居宅支援事業者が行う児童居宅支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 児童居宅介護 第21条の14第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第7号まで及び第11号に掲げる事項

二 児童デイサービス 第21条の15第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第7号まで及び第11号に掲げる事項

三 児童短期入所 前条第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第9号まで、第13号及び第14号に掲げる事項（第7号に掲げるも

のについては、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)

② 前項の届出であつて、同項第2号及び第3号に掲げる児童居宅支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該児童居宅支援に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

③ 指定居宅支援事業者は、当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した年月日

二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由

三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置

四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき

。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第21条の19第1項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき

。

三 申請者が、第21条の19第

2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な児童居宅生活支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

第21条の18 指定居宅支援事業者は、障害児の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

第21条の19 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

② 指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

第21条の20 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第21条の21 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る

事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定居宅支援事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第21条の22 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第21条の10第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員数について、第21条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第21条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援

第21条の18 法第21条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第4号の3の2様式のとおりとする。

の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

② 市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第2号又は第3号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

第21条の23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第21条の20の規定による届出（同条の厚生労働省令

で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第1項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

第21条の24 市町村は、指定居宅支援に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行わなければならない。

② 市町村は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定居宅支援の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、指定居宅支援事業者に対し、当該障害児の利用の要請を行うものとする。

③ 指定居宅支援事業者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### 第2款 居宅介護の措置等

第21条の25 市町村は、児童居宅支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により第21条の10又は第21条の12の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、児童居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に児童居宅支援の提供を委託することができる。

第9条の4 法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童居宅介護の措置は、当該障害児(法第6条の2第2項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。)が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童居宅介護を提供し、又は児童居宅介護の提供を委託して行うものとする。

② 法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童デイサービスの措置は、当該障害児が日常生活における基本的動作

を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

③ 法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童短期入所の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

② 市町村は、日常生活を営むのに支障がある障害児について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

第3款 放課後児童  
健全育成事業

第21条の26 (略)

第3節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所  
への入所

第22条～第24条 (略)

第4節 要保護児童の  
保護措置等

第25条の2 福祉事務所長は、

前条の規定による通告又は次条第1項第3号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第4項に規定する知的障害者福祉司（第27条第1項第2号において「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

三 (略)

四 第21条の25の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第26条 児童相談所長は、第25条の規定による通告を受けた児童（第25条の規定による通告を受けた児童委員が、第13条第2項の規定に基づきその状況を通知した児童を含む。）、前条第1号又は少年法（昭和23年法律第168号）第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一～四 (略)

五 第21条の25の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第9条の5 (略)

第9条の6 (略)

第9条の7 (略)

第9条の8 都道府県知事は、法第27条第1項第3号の規定により児童を里親又は保護受託者に委託する措置を採った場合には、児童福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第4項に規定する知的障害者福祉司又は社会福祉主事のうち1人を指定して、里親又は保護受託者の家庭を訪問して、必要な指導をさせなければならない。

第9条の9 (略)

第9条の10 (略)

② (略)

第9条の11 (略)

②・③ (略)

第9条の12 (略)

第9条の13 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第32条 (略)

② 都道府県知事又は市町村長は、第21条の6第1項の交付等の権限、第21条の10から第21条の15までの規定による権限、第21条の25の措置を採る権限又は保育の実施等の権限並びに第23条第1項ただし書及び第24条第1項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

第33条の4 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施の

解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第21条の25、第23条本文、第25条の2第2号、第26条第1項第2号並びに第27条第1項第2号及び第9項の措置  
当該措置に係る児童の保護者

二～四 (略)

第33条の5 第21条の25、第22条、第23条本文、第25条の2第2号、第26条第1項第2号、第27条第1項第2号若しくは第3号、第2項若しくは第9項の措置を解除する処分又は第24条第1項の規定による保育の実施の解除については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

第33条の8 (略)

#### 第5節 雑則

第34条の2 この法律に定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童居宅生活支援事業等を行うことができる。

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、児童居宅生活支援事業等を

廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第34条の4 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童居宅生活支援事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②・③ (略)

第34条の5 都道府県知事は、児童居宅生活支援事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第34条の6 児童居宅生活支援事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第21条の25第1項又は第27条第9項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第49条 この法律で定めるもののほか、児童居宅生活支援事業等及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第50条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

第12条 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第49条の規定により、夫々厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

一～九 (略)

第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

一の二 第21条の10又は第21条の12の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用

二 第21条の25の措置に要する費用

三～六 (略)

第53条 国庫は、前条に規定するもののほか、第50条（第1号から第3号までを除く。）及び第51条（第1号の2、第2号及び第6号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その2分の1を負担する。

第53条の2 国庫は、第51条第1号の2の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第2号の費用（児童デイサービス及び第21条の25第2項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その2分の1以内を補助することができる。

第55条の2 都道府県は、第51条第1号の2の費用（児童デイサービスに係るものを除く。）及び同条第2号の費用（児童デイサービス及び第21条の25第2項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その4分の1以内を補助することができる。

第56条 (略)

② 第50条第5号から第6号まで及び第6号の3から第7号の2までに規定する費用を支弁した

第18条の2 法第53条の2又は法第55条の2の規定による国庫又は都道府県の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第51条第1号の2に掲げる法第21条の10第1項の居宅生活支援費又は法第21条の12第1項の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第21条の10第2項第1号（法第21条の12第2項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が当該年度において現に当該指定居宅支援（法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援をいう。）又は当該基準該当居宅支援（法第21条の12第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。）に要した費用（法第21条の10第1項に規定する特定費用を除く

都道府県又は第51条第1号に規定する費用（業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）並びに同条第2号及び第3号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③～⑨ （略）

。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。

）を超えるときは、当該費用の額とする。）から法第21条の10第2項第2号（法第21条の12第2項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

二 法第51条第2号に掲げる費用のうち法第21条の25第1項の措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第51条第2号に掲げる費用（法第21条の25第1項の措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第56条第2項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

第50条の2 令第18条の3第1項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）

第50条の3 令第18条の3第2項の規定により、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げ

## 第5章 雑則

第56条の6 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、第21条の10若しくは第21条の12の規定による居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費の支給、第21条の25又は第27条第1項若しくは第2項の規定による措置及び保育の実施等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

② 児童居宅生活支援事業等又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家族からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

② 市町村は、指定居宅支援事業者が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分

るものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)

の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

- ③ 前2項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

第57条の3 租税その他の公課

は、この法律により支給を受けた金品を標準として、これを課することができない。

- ② 居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

- ③ 前項に規定するもののほか、この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないつにかかわらず、これを差し押さえることができない。

第59条の4 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

- ② （略）

第62条の3 市町村は、条例で、第21条の13第2項後段又は第21条の14第2項の規定による居宅受給者証の提出又は返

|                                                     |                                                                                                                                                                                         |                                                                 |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <p>還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> | <p>第19条の2 第9条の6の規定は、法第63条の2第1項又は第2項に規定する児童について、これらの規定により、満20歳に達した後においても、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第27条第2項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合に準用する。法第63条の3に規定する措置を解除する場合においても、同様とする。</p> | <p>第4号の3様式（第13条関係）<br/>（略）<br/>第4号の3の2様式（第21条の18関係）<br/>（略）</p> |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|